

## 信州大学長野（工学）キャンパス全面禁煙化のロードマップ

### 1. 禁煙推進組織の設置

禁煙推進組織の業務は、信州大学長野（工学）キャンパス安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」という。）において行う。安全衛生委員会において、禁煙推進組織の業務を行う場合は、委員に保健師を加えるものとする。

### 2. 段階的禁煙計画

信州大学長野（工学）キャンパス（以下「本キャンパス」という。）における段階的禁煙計画は、次のとおりとし、その実施に向けた取組は禁煙推進組織において行う。

#### (1) 暫定喫煙場所の検証

- 1) 検証時期 平成24年度中に実施する。
- 2) 検証方法 次の観点から、暫定喫煙場所の検証をする。
  - ① 宿泊施設（太田国際記念館）を含む建物内の喫煙場所の有無の確認及び残存している場合の撤去。
  - ② 人の出入りや通行がある場所から10メートル以上離れた場所であるか。
  - ③ 暫定喫煙場所の直上の2階を含め建物内に煙が流入しないか。
  - ④ 近くに紙類、落ち葉その他可燃物はないか。
  - ⑤ 近くに危険物倉庫等はないか。
  - ⑥ 敷地の境界に設置されていないか。

#### (2) 暫定喫煙場所の移動及び削減目標

- 1) 暫定喫煙場所の移動  
上記検証結果に基づき、非適合場所については移動等の措置を講じる。
- 2) 暫定喫煙場所の削減目標  
受動喫煙防止及び防火上の観点から、次のとおり段階的に削減する。
  - ① 平成24年度中に10箇所以下にする。
  - ② 平成25年度以降は、毎年3箇所以上削減する。
  - ③ 平成28年3月31日までに、すべての暫定喫煙場所を撤去し、同年4月1日から、本キャンパス内全面禁煙（敷地内に駐車する自動車内を含む。）とする。

#### (3) 定期的な本キャンパス内の巡回活動

- 1) 実施方法及び報告
  - ① 平成24年9月から、1箇月に1回行う。
  - ② 禁煙推進組織のうち3名で、3グループによりローテーションで行う。
  - ③ 安全衛生委員会において巡回結果を報告し、必要に応じて対策を講じる。
- 2) 巡回にあたっての留意点
  - ① 暫定喫煙場所の利用状況の把握と防火などの管理状況の確認

- ② 防災の観点からの危険個所の確認
- ③ 吸殻のポイ捨てが多い場所の把握
- ④ 禁煙区域での喫煙に対する協力の声掛け
- ⑤ 暫定喫煙場所のナンバー表示の掲示及びその確認

(4) 本キャンパス内外への禁煙の情報発信，啓発及び周知

- 1) 平成24年度から，禁煙の啓発のため，本キャンパス内の主な場所及び掲示板に総合健康安全センター事務室作成のポスターやステッカー等の掲示を開始する。
- 2) 禁煙推進組織の取組を「ウィークリー 若里」や工学部HP等を通して本キャンパス内外に向けて情報発信する。
- 3) 暫定喫煙場所の撤去及び移動する際は，2箇月以上前に当該暫定喫煙場所にその旨掲示，周知する。
- 4) 目標である全面禁煙化が確定した段階で，速やかに本キャンパス内及び地域住民へ周知するとともに，出入りするすべての業者及び工事関係者等に理解と協力を要請する。

(5) 地域住民との連携

- 1) 平成24年度中に若里西地区連絡会において，本キャンパスの禁煙化及び段階的禁煙計画についてアナウンスする。
- 2) 本キャンパス全面禁煙化までに，キャンパス外喫煙対策案を検討し，若里西地区連絡会に報告する。
- 3) 本キャンパス外における吸い殻の定期清掃について検討し，全面禁煙化段階で実施する。

3. 問題が生じた場合の対応

段階的禁煙計画の取組において，問題が生じた場合は，総合健康安全センター事務室を通して，構内禁煙化推進WGに相談する。